

令和6年度

裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官
に差し支えのあるときの代理順序の定め

令和6年1月1日 施行

令和6年4月1日 施行

福井家庭裁判所

令和6年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁
判官に差し支えのあるときの代理順序の定め

福井家庭裁判所

第1 裁判官の配置

本 庁	第一 合議体	判 事 判事補 (特例) 判事補 (特例) 判 事 補	内 德 摂	山 井 利 中	孝 隆 純 宏	一 一 史 明
	第二 合議体	判 事 判 事 判 事 判 事 補	野 加 佐 田	田 藤 藤 中	惠 康 宏	司 靖 平 明
武 生 支 部		判 事	西 澤 健太郎			
敦 賀 支 部		判 事	田 中 一 孝			

第2 裁判事務の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序

1 本庁

(1) 第一合議体

裁 判 官	事 務 の 分 配	代理順序
裁判長 判 事 内 山 孝 一	ア 合議体で審理するのを相当とする少年事件（裁判員の参加する刑事事件に関する法律第2条第1項各号に掲げる罪並びに少年法第62条第2項第1号及び第2号に係る事件を除く。）	佐藤 判事 加藤 判事 の順
判事補 徳 井 隆 一	イ 観護措置決定等に対する異議申立事件 ウ 少年事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件（第一合議体の少年事件に係るもの）を除く。）	佐藤 判事 加藤 判事 の順
判事補 摸 利 純 史	エ 第二合議体の次の事件に係る除斥事件及び忌避申立事件 (ア) 人事訴訟事件及びこれに付随する通常訴訟事件並びにこれらに関する保全異議申立事件及び保全取消申立事件	佐藤 判事 加藤 判事 の順
判事補 田 中 宏 明	(イ) 家事事件	佐藤 判事

(2) 第二合議体

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 野 田 恵 司	<p>ア 次の事件のうち合議体で審理するのを相当とする事件 (ア) 人事訴訟事件及びこれに付随する通常訴訟事件並びにこれらに関する保全異議申立事件及び保全取消申立事件</p> <p>(イ) 家事事件 (ウ) 少年事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項各号に掲げる罪に係る事件並びに少年法第62条第2項第1号及び第2号に係る事件）</p>	内 山 判 事 加 藤 判 事 の順
判 事 加 藤 靖	<p>イ 第一合議体の少年事件に係る観護措置決定等に対する異議申立事件</p>	内 山 判 事 佐 藤 判 事 の順
判 事 佐 藤 康 平	<p>ウ 次の事件に係る除斥事件及び忌避申立事件（第二合議体の事件に係るものを除く。） (ア) 人事訴訟事件及びこれに付隨する通常訴訟事件並びにこれらに関する保全異議申立事件及び保全取消申立事件</p> <p>(イ) 家事事件</p>	徳 井 判事補 摂 利 判事補 の順
判事補 田 中 宏 明	<p>エ 第一合議体の少年事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件</p>	徳 井 判事補 摂 利 判事補 の順

(3) 人事単独制

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 佐 藤 康 平	ア 人事訴訟事件 イ アに付隨する通常訴訟事件 ウ 人事訴訟事件及びこれに付隨する通常訴訟事件の再審事件 エ 保全命令事件 オ 保全異議申立事件 カ 保全取消申立事件 キ 雜事件（証拠保全申立事件を除く。）	徳 井 判事補 内 山 判 事 の順
判事補 田 中 宏 明	雜事件のうち証拠保全申立事件	徳 井 判事補 佐 藤 判 事 の順

(4) 家事事件

ア 家事審判事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 野 田 恵 司	後見関係事件（審判前の保全処分が同時に申し立てられた場合を除く。） 12分の3	佐 藤 判 事 徳 井 判事補 内 山 判 事 の順
判 事 佐 藤 康 平	ア 後見関係事件 12分の4 イ 内山判事に分配する家事審判事件以外の家事審判事件（後見関係事件を除く。） ウ 家事審判事件の再審事件 3分の2	徳 井 判事補 内 山 判 事 の順
判 事 内 山 孝 一	ア 後見関係事件 12分の2 イ 子の氏の変更事件 ウ 相続の承認・放棄関係事件 エ 失踪宣告関係事件	佐 藤 判 事 徳 井 判事補 の順
判事補 徳 井 隆 一	ア 後見関係事件 12分の3 イ 家事審判事件の再審事件 3分の1	佐 藤 判 事 内 山 判 事 の順

イ 家事調停事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 野 田 恵 司	<p>ア 家事調停事件（合意に相当する審判事件を含む。人事訴訟事件から調停に付された上、裁判官のみで行うこととした調停事件及び審判前の保全処分が同時に申し立てられた調停事件を除く。） 4分の1</p> <p>イ 家事調停事件（合意に相当する審判事件を含む。）の再審事件 4分の1</p>	佐 藤 判 事 徳 井 判事補 の順
判 事 佐 藤 康 平	<p>ア 家事調停事件（合意に相当する審判事件、人事訴訟事件から調停に付された上、裁判官のみで行うこととした調停事件及び審判前の保全処分が同時に申し立てられた調停事件を含む。） 4分の3</p> <p>イ 家事調停事件（合意に相当する審判事件を含む。）の再審事件 4分の3</p>	徳 井 判事補 内 山 判 事 の順

ウ 審判前の保全事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
	基本事件の担当裁判官が担当する。	ア及びイの代理順序の例による。

エ その他の事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 佐 藤 康 平	ア 執行関係訴訟事件 イ 履行確保事件 ウ 代替執行及び間接強制事件 エ 子の引渡しの強制執行関係事件 オ 共助事件 カ 令状請求事件	徳 内 井 山 判 事 の順 判事補

(5) 少年事件

ア 少年保護事件（身柄事件、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項各号に掲げる罪に係る事件並びに少年法第62条第2項第1号及び第2号に係る事件並びに刑法第236条、第238条又は第239条の罪及びその未遂罪並びに暴力行為等処罰に関する法律第1条の2第1項若しくは第2項又は第1条の3第1項の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条の罪に係る事件を除く。）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 佐 藤 康 平	ア 一般保護事件 6分の1 イ 過失運転致死傷事件(業務上過失致死傷事件を含む。) 6分の1 ウ 道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件 6分の1	德 井 判事補 田 中 判事補 の順
判事補 德 井 隆 一	ア 一般保護事件 6分の4 イ 過失運転致死傷事件(業務上過失致死傷事件を含む。) 6分の4 ウ 道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件 6分の4	佐 藤 判 事 田 中 判事補 の順
判事補 田 中 宏 明	ア 一般保護事件 6分の1 イ 過失運転致死傷事件(業務上過失致死傷事件を含む。) 6分の1 ウ 道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件 6分の1	德 井 判事補 佐 藤 判 事 の順

イ 少年保護事件のうち身柄事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項各号に掲げる罪に係る事件並びに少年法第62条第2項第1号及び第2号に係る事件並びに刑法第236条、第238条又は第239条の罪及びその未遂罪並びに暴力行為等処罰に関する法律第1条の2第1項若しくは第2項又は第1条の3第1項の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条の罪に係る事件を除く。）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 佐 藤 康 平	6分の1	田 中 判事補 徳 井 判事補 の順
判事補 徳 井 隆 一	6分の3	田 中 判事補 佐 藤 判 事 の順
判事補 田 中 宏 明	6分の2	徳 井 判事補 佐 藤 判 事 の順

ただし、田中判事補が担当するア及びイの事件のうち、少年法第20条、第62条の決定を要する事件は、佐藤判事が担当する。佐藤判事に差し支えのあるときは、徳井判事補が代理する。

ウ 少年保護事件のうち裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項各号に掲げる罪に係る事件並びに少年法第62条第2項第1号及び第2号に係る事件（ただし、刑法第236条、第238条又は第239条の罪及びその未遂罪並びに暴力行為等処罰に関する法律第1条の2第1項若しくは第2項又は第1条の3第1項の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条の罪に係る事件を除く。）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 佐 藤 康 平	全 部	摸 利 判事補

エ アからウ以外の少年保護事件（刑法第236条、第238条又は第239条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律第1条の2第1項若しくは第2項又は第1条の3第1項の罪並びに盜犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条の罪に係る事件）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判事補 徳 井 隆 一	全部	田 中 判事補 佐 藤 判 事 の順

これによりがたいときは、佐藤判事と協議した上で、代理順序の順に配てん替えを検討する。

オ 準少年保護事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判事補 徳 井 隆 一	各2分の1 ただし、担当した基本事件に関する事件は、その裁判官に分配する。	田 中 判事補
判事補 田 中 宏 明		徳 井 判事補

カ 共助事件及び雑事件（少年補償事件を除く。）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 佐 藤 康 平		田 中 判事補 徳 井 判事補 の順
判事補 徳 井 隆 一	各 3 分の 1	田 中 判事補 佐 藤 判 事 の順
判事補 田 中 宏 明		徳 井 判事補 佐 藤 判 事 の順

キ 少年補償事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
	基本事件の担当裁判官が担当する。	アからウまでの代理順序の例による。

2 支部

裁判所	裁判官	事務の分配	代理順序
武生支部	判事 西澤 健太郎	全部	所長が指名する本庁の裁判官
敦賀支部	判事 田中一孝	全部	西澤判事 ただし、同判事に差し支えのあるときは、所長が指名する本庁の裁判官

3 補則

- (1) 第2の1(4)ア、同イ及び同ウの分配にかかわらず、家事審判事件のうち、家事調停事件から移行した家事審判事件は、佐藤判事に分配し、家事調停事件のうち、自庁の家事審判事件から家事調停に付した事件は、当該家事審判事件の担当裁判官に分配する。また、野田判事が担当する家事審判事件又は家事調停事件を基本事件とする審判前の保全処分が基本事件申立て後に申し立てられたときは、関係裁判官において、代理順序の順に従って、審判前の保全処分事件の分配及び基本事件の配てん替えについて協議する。
- (2) 第2の1(5)アの少年保護事件のうち、同イで分配された身柄事件が係属中に送致された関連事件は、その身柄事件の分配を受けた裁判官に分配する。
- (3) 本庁における人事訴訟事件、家事事件及び少年事件のうち、分配割合の定めのある事件については、関係裁判官の協議により、分配された事件の担当を変更することができる。
- (4) 本庁における勤務時間内の観護措置に関する処分は、第2の1(5)イで身柄事件の分配を受けた裁判官に分配する。分配を受けた裁判官に差し支えのあるときは田中判事補、徳井判事補及び佐藤判事の順で代理する。
- (5) 勤務時間外の観護措置に関する処分及び令状請求事件については、本庁裁判官の協議により決める。
- (6) 本庁の各裁判官に分配された事件につき、支部において審理するのが相当と認められるとき、又は支部裁判官に分配された事件につき、本庁若しくは他の支部において審理するのが相当と認められるときは、その事件の分配を受けた裁判官は、回付後に当該事件の分配を受けることになる裁判官（本庁においてその裁判官が定まっていないときは、佐藤判事）と協議の上、これを支部又は本庁若しくは他の支部に回付することができる。
- (7) 少年保護事件（身柄事件を除く。）の本庁と敦賀支部との相互の回付については、前項の協議を要しない。
- (8) 次の事件の差戻事件は、区分ごとに、受付順に従い、次のとおり順次分配する。定まる裁判官が当該事件の原裁判をした裁判官であるときは、次順位の裁判官に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

なお、これにより難いとき及び次の事件以外の差戻事件については、常置

委員会において定める。

ア 人事訴訟事件及び同事件に付隨する通常訴訟事件（いずれも単独制）

　　徳井判事補 3 分の 2、佐藤判事 3 分の 1（徳井、佐藤、徳井の順）

イ 家事審判事件（単独制）

　　佐藤判事 3 分の 2、徳井判事補 3 分の 1（佐藤、徳井、佐藤の順）

ウ 少年事件（単独制）

　　佐藤判事、徳井判事補及び田中判事補各 3 分の 1（徳井、田中、佐藤の順）

(9) 以上に定める代理順序により難いときは、所長が指名する他の裁判官が代理する。

(10) 所長は、新任判事補研さんの実施のため、研さん期間中の判事補に対し、期間又は日を定めて裁判事務の取扱いを命じることができる。

(11) 大規模地震（福井県又は隣接府県である石川県、岐阜県、滋賀県及び京都府において震度 6 弱以上）その他、原発事故又は津波若しくは豪雨による大規模な水害等の災害に伴う執務の支障によって、事件期日を取り消す場合の裁判官の代理順序は、本則の定めにかかわらず、別途の裁判官申合せ（「大規模地震等発生時における事件期日の取消しについて」）の定めによる。

附 則

この定めは、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この定めは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年度における司法行政事務についての代理順序の定め

福井家庭裁判所

所長及び支部長に差し支えのある場合における司法行政事務についての代理順序は、次に定めるところによる。

1 所長につき

第1順位 判事 加藤 靖

第2順位 判事 内山 孝一

第3順位 判事 佐藤 康平

2 支部長につき

所長が指名する裁判官

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。